

小梅保育園園規則

第 1 条（目的）

小梅保育園（以下「当園」という。）は、東京都認証保育所事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び東京都認証保育所事業実施細目に則った園運営を行なうことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

第 2 条（定員）

当園の定員は、東京都に届出た定員と同一とする。

第 3 条（職員）

当園には、要綱に則り、施設長、保育士、その他必要な職員を置く。

第 4 条（運営、保育）

当園の運営、保育等にかかる詳細は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間を対象として作成される重要事項説明書に定めるところと同一とする。

第 5 条（定員、職員、保育時間等の変更）

当園は、必要がある場合には、要綱に則ったうえで、定員、職員、保育時間、休園日等を変更することがある。

第 6 条（保育料の改定）

保育料は、経営状態、経済情勢を鑑み、毎年 1 回改定をおこなう。

第 7 条（入園の拒否、契約の解除、出席の停止）

次の各号の一に該当する児童について、当園は、独自の判断により入園の拒否、保育契約終了日以前の保育契約の解除、及び出席の停止をさせることができる。

- （ 1 ） 児童に疾病があつて、他に伝染のおそれのあるとき。
- （ 2 ） 児童が、その身体の特性などにより、児童が当園の保育を受けるに適當でない認められるとき。
- （ 3 ） 入園料及び保育料等が当該児童の保護者と当園との間で定めた期日までに入金されないとき。
- （ 4 ） その他当園の運営、保育の実施に支障があると認められるとき。

第 8 条（休園・一部休園）

下記の事由等による場合は、開園日であっても、休園又は一部休園とすることがある。

- （ 1 ） 感染症等の疾患の園内での拡大が予想される場合。
- （ 2 ） 非常災害が発生した場合。
- （ 3 ） 「警戒宣言」が発令された場合。

第 9 条（発効日）

本規則は、平成 14 年 1 月 1 日より有効とする。